

処遇改善加算等の実績報告に関するよくある質問と回答

令和4年6月 奈良市障がい福祉課

【事務手続に関すること】

Q 他自治体でも事業所を運営しているが、提出先はどこか

(A) 各指定権者に提出してください。

Q データはどこからダウンロードするのか

(A) 奈良市障がい福祉課からお送りするメールに添付されたファイルか、奈良市ホームページ内の事業者向けホームページに掲載されたファイルを使用してください。

(<https://www.city.nara.lg.jp//site/jigyousho/146840.html>)

Q 事業所が休止中（廃止）であるが、実績報告書を出さないといけないのか

(A) 令和3年度中に処遇改善加算等を算定されている場合は、必ず提出してください。

【実績報告書の作成方法に関すること】

Q 障害福祉サービスと障害児通所支援を実施しているが、実績報告は別々に作成するのか

(A) ご提出いただいた計画に合わせて作成してください。例えば、法人一括で計画している場合は実績報告についても一括作成となります。

Q 実績報告はどの様式を作成、提出したらいいか。

(A) まず、別添のエクセル「02_別紙様式3-1, 3-2_障害福祉サービス等処遇改善実績報告書」を開いてください。「はじめに」シートをご覧いただいた上で、「基本情報入力シート」に必要事項を漏れなく入力してください。

「基本情報入力シート」に入力された内容が、「様式3-1」と「様式3-2」シートに自動的に転記されます。その上で「様式3-1」と「様式3-2」シートで色が付けられたセルに入力及びチェックを付けてください。※「基本情報入力シート」に入力せずに、直接「様式3-1」と「様式3-2」シートに入力することはできません。

Q 指示通り入力したが、金額が合わない。

(A) もう一度入力された内容をご確認ください。なお、お送りしたエクセルには数式が初期設定で含まれていますので、無理に設定を変更された場合、各箇所の内容がエラーとなる恐れがあります。

Q 介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に運営し、両方で処遇改善加算を算定している

が、合算で提出してよいか。

- (A) 常勤換算方法による計算で按分することを想定しています。一方で、計算が困難な場合等においては、実際にその職員が収入として得ている額で判断し差支えありません。

Q 実績報告書に添付資料は必要か。

- (A) 令和3年度分についても、根拠書類等の添付書類は提出不要です。ただし、提出を求めた際には速やかに提示できるようにしてください。

Q 利用者が非常に少なく、加算額自体も微々たるものであったが、実績報告は必要なのか。

- (A) 処遇改善加算等を算定された以上、実績報告書が必要となります。

Q 計画を出していたものの、利用者がいなかったため処遇改善加算を算定できなかったが、実績報告書を提出しないといけないのか。

- (A) 加算額0円で実績報告書を提出してください。

Q 令和3年度の賃金改善分を職員に支払いできていないため、提出が後日でよいか。

- (A) 令和4年3月分の報酬に係る処遇改善加算については、5月中に支払が済んでいるはずですので、そのような理由での提出遅延は一切認められません。一時金等により追加で支払う等、早急に賃金改善を済ませたうえで期日までに実績報告書を提出してください。

Q 実際に算定できた加算額が当初の見込と違っていたため、提出した計画どおりの方法での賃金の改善ができていないが、当初の計画の内容のまま記載してよいか。

- (A) 実績報告書の様式で計画書の金額を記載するよう求められている箇所を除き、実績・実態ベースで記載してください。

Q 計画書及び実績報告書にて、①【基準額1】【基準額2】（前年度の賃金の総額）、②【基準額3】（グループ別前年度の平均賃金額）の内容に変化が生じた場合、どのように対応すればよいか。

- (A) お示しの状況の場合、加算の算定年度内において職員の退職等があり本年度賃金額が前年度賃金額を超えることが困難になった等の事由が考えられるが、その場合前年度賃金額より退職した職員の前年度賃金総額を【基準額】から引く事で、前年度賃金額に補正をかけて比較しても問題ありません。逆に、入職者があった場合は前年度にも、入職者と同じ職種・勤務区分のものが在籍していたものとして、【基準額】に対して補正をかけるものとしてください。

Q 処遇改善加算のみを算定しているが、別紙様式 3-2 におけるグループ分けは必要なのか。

(A) 処遇改善加算のみを算定している場合、グループ分け等は必要ありません。

Q 特定処遇改善加算において、前年度の賃金総額（又は本年度の賃金総額）が膨大な額になってしまった。

(A) 前年度の賃金総額及び本年度の賃金総額に記載するのは、“加算の算定対象となった職員の賃金”の総額となります。算定対象となっていない職員の方の賃金額まで賃金総額に加えている可能性がございますので、再度ご確認ください。

Q 【基準額】の項目に前年度の賃金総額を用いるが、事業所の開所年月日が本年度からであり、前年度が存在せず、事業所の運営実態も計画書の値と異なっている。この場合【基準額】をどのようにすればよいか。

(A) 本年度の運営実績から前年度の賃金総額【基準額】を算出していただいて問題ありません。その場合、どのような形での修正を行ったかも併せて記載してください。令和 3 年度様式であれば、“(2) 処遇改善加算、特定処遇改善加算を併せて報告する場合”の中にある“⑤その他”の欄に記載してください。

Q 事業所にて、複数の障害福祉サービス等を運営しているが、特定のサービスについてほとんど利用者がおらず、加算の算定額についても少額で賃金額の按分が困難な状況であるが、どのようにすればよいか。

(A) 出来る限り按分していただくことが適切ですが、どうしても困難であるという事であれば当該事業所において、事業所番号が同じである他の障害福祉サービス事業に賃金額をまとめたうえで報告していただき、当該サービスについては賃金 0 であったとして報告いただいて問題ありません。

Q 介護サービスと障害福祉サービスにおいて賃金総額等を按分する場合、障害福祉サービスの比率が少額であり、按分すると年収 440 万円以上または月 8 万円以上の賃金改善を達成しているものがいないこととなる。どうすればよいか。

(A) 介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に行っており、賃金等を事業所としてまとめて支給している場合であれば、「月額 8 万円の賃上げ又は年収 440 万円までの賃金増」の項目は各サービスごとに配置する必要はございません。ただし、原則として事業所単位で「月額 8 万円の賃上げ又は年収 440 万円までの賃金増」を実施していただく必要はございます。

Q (3)平均賃金改善額<特定加算>の項目において、“本年度の平均賃金額(月額)”の項目が“前年度の平均賃金額(月額)【基準額3】”と比べて非常に大きな値となった。

(A) “本年度の平均賃金額(月額)”の項目には、別紙様式3-2における

- ・(グループごとの本年度の賃金総額)
- ・(グループごとの本年度の処遇改善加算の総額)
- ・(本年度の常勤換算職員数)

の3つの値を用いて平均賃金額(月額)を計算する関数が入力されています。

ここでの常勤換算職員数は本年度となりますので、12か月の総数となります。ですので、各グループごとの常勤換算職員数を12か月分記載くださいますようお願いいたします。

Q 令和○年度の処遇改善加算より多く渡していればいいのだから、【基準額1】【基準額2】については同年度の賃金総額から加算を抜いたものを書けばよいのではないか

(A) 実績報告はその年に算定された処遇改善加算額より多く従業者に支払っているかだけでなく、前年度と比べて従業者の賃金が改善されているかを見るために行っているため、令和○年度の前年度の賃金総額を【基準額1】【基準額2】に入力していただき、本年度の賃金総額と前年度賃金総額を比較する形で処遇改善がなされていることを確認できるようにしていただくよう必要があります。